

第六管区海上保安本部公示第10号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年5月14日

第六管区海上保安本部長

橋本 昌典 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 岡山県備前県民局

住 所 岡山県岡山市北区弓之町6-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 日生港(付図のとおり)

期 間 令和6年6月10日から

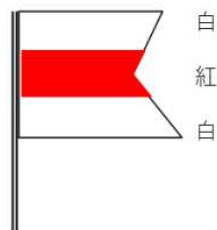
令和6年6月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。



付 図

